

公立学校に「1年単位の変形労働時間制」導入の撤回を求める意見書

政府は、「学校における働き方改革」として公立学校に「1年単位の変形労働時間制」を導入しようと教職員給与特別措置法改正案を国会に提案、可決させた。

「1年単位の変形労働時間制」とは、1年間を「繁忙期」と「閑散期」とに分け、「繁忙期」の勤務時間を延長し、「閑散期」の勤務時間を短縮することによって、年間で平均した週当たりの労働時間が40時間を超えないようにする制度である。しかし、1日平均11時間17分の勤務を行っている学校の現状（厚生労働省「平成30年版過労死等防止対策白書」より）を考えれば、時間外勤務の実態を覆い隠すだけで、長時間過密労働の解消にはならない。

とりわけ、授業のある期間が「繁忙期」とされ、所定の勤務時間が1時間から2時間延長されることは重大である。「8時間労働」の原則が壊され、長時間の勤務が強制されることは、教員の命と健康にかかわる問題である。同時に、ゆとりを持って子どもと向き合い、時間をかけて授業の準備を行うことが一層困難となり、行き届いた教育を進めることが難しくなる。

さらに、終業時刻が遅くなることで、授業準備などの業務が遅い時間帯に回され、退勤が今よりも遅くなってしまふことが懸念されている。育児や介護等、さまざまな事情を抱えながら勤務する教員から「こんな制度が導入されたら、働き続けることができないかもしれない」という不安の声が上がっている。

労働基準法は「1年単位の変形労働時間制」導入の条件の1つに労使協定の締結を規定している。ところが、政府は、これほど問題のある制度を、労使の協定ではなく、地方自治体の条例等によって実施させようとしている。これは、労働者保護の観点からあってはならないことである。

教員の長時間過密労働を解消するためには、少人数学級の実現や教員定数の抜本的改善によって人をふやし、1人当たりの業務量を縮減することが不可欠である。11月15日の衆議院文部科学委員会では3年後をめどに勤務実態を調べ、同法の見直しを求める附帯決議を採択しており、上記の問題点は明らかである。

よって、本市議会は、政府に対し、教員の命と健康を守り、行き届いた教育を進める立場から、公立学校に「1年単位の変形労働時間制」導入の撤回を強く求める。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和元年12月20日

三鷹市議会議長 石 井 良 司